

福島県産農産物等流通実態調査事業

【令和9年度概算要求額 81百万円（前年度－）】

<対策のポイント>

福島復興再生特別措置法第78条の2に基づき、福島県産農産物等の販売促進の取組や、国の事業者に対する指導、助言等の基礎資料とするため、福島県産農産物等の販売不振等の実態と要因を明らかにするための調査を継続的に実施します。

<政策目標>

福島県産農林水産物等の価格を震災前と同水準に回復

<事業の内容>

福島県産農産物等の主要品目について、生産から流通・販売に至るサプライチェーンの各段階における販売価格等の各種統計データや、生産者・事業者、消費者へのアンケート調査により、その実態を整理します。

また、重点品目については、事業者へのヒアリングを実施して販売不振等の要因や課題を抽出するとともに、今後の競争力強化に向けた取組等の参考とするため、福島県産品の取扱拡大に向けた方策の調査を行います。

○重点品目：①米、②牛肉、③桃、④あんぽ柿、⑤ピーマン、⑥ヒラメ

その他品目：

畜産物（⑦豚肉、⑧鶏肉、⑨牛乳）

野菜（⑩きゅうり、⑪トマト、⑫いちご、⑬アスパラガス、⑭さやいんげん、⑮ねぎ、⑯ブロッコリー）

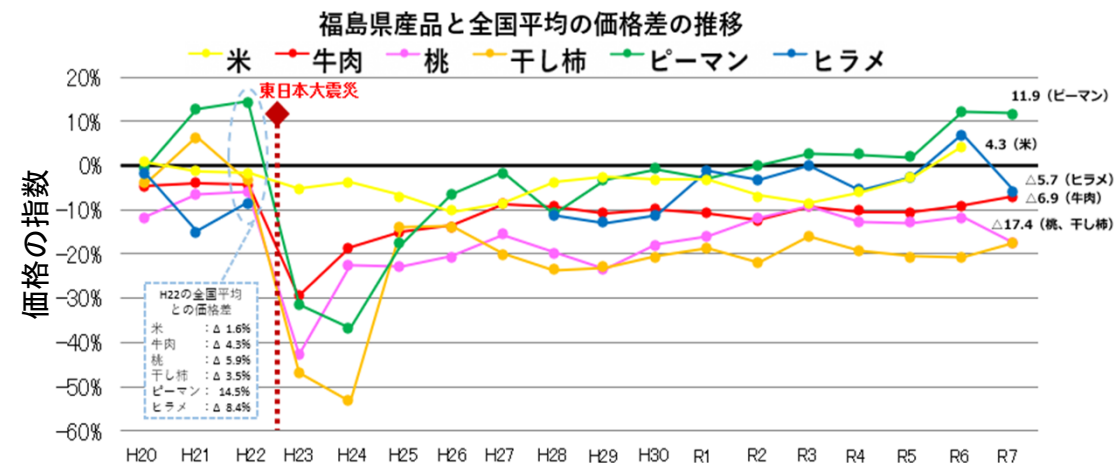
果物（⑰なし、⑱りんご、⑲ぶどう）

きのこ（⑳しいたけ、㉑なめこ）

水産物（㉒カツオ、㉓シラス、㉔カレイ類、㉕トラフグ）

<事業イメージ>

<調査結果>



<調査結果を活用した販売戦略・販売促進の事例>

福島県が行う県産品の販売棚の確保等に向けた取組を後押し。

- 国内外の量販店等における販売促進
- 事業者向け商談会やバイヤーツアー 等



販売促進の様子

<国による調査結果の関係者への周知及び協力要請>

国から流通事業者等に対し、本調査結果の周知とともに、福島県産品の紹介やフェアへの協力、公平な取扱等を要請。

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課 （03-6744-2070）

<事業の流れ>

